

富士見市自治基本条例の一部を改正する条例 新旧対照表

新	旧
<p>(総合的かつ計画的な市政運営)</p> <p>第18条 市は、総合的かつ計画的な<u>市政運営を図るための基本構想を策定し、これに基づき市政運営を行わなければならない。</u></p>	<p>(計画的な総合行政)</p> <p>第18条 市は、<u>市政運営の指針である基本構想に基づき、総合的かつ計画的な行政運営に努めなければならない。</u></p>